

企業実態に応じた会計と税制の 関係における課題と展望

多賀谷 充*

概 要

わが国では、企業会計（制度上は証券取引法）、会社法及び法人税法の三者が相互的な関係を有している。近年の会計基準の改革はこの三者の関係、特に、企業会計と法人税法との関係に大きな影響を及ぼしているといわれている。

企業会計と法人税法との相違が拡大したことは、会計基準の改革にその要因があるが、両者の相違により、従来に比べて調整不可能なほど実態的影響が拡大した事項ばかりとも言えない。会計基準の改革の過程で、多くの事項について両者の調整はなされており、法人税法やその取扱いの改正が会計基準の改訂に沿って行われたものも多い。

このような実態を踏まえれば、今後も、企業会計と法人税法との調整が可能な事項はなるべく調整をしていくことが合理的である。その際、特に、中小企業（中堅企業）に対しては、財務情報の利用者やその利用目的を考慮し、かつ、一定の信頼性を持った実行可能な会計制度を構築していくことが必要となる。

今後も、会計基準のダブル・スタンダード化とはしないことを前提に、「中小企業の会計に関する指針」を整備向上させていくとともに、この指針が有効に利用される環境整備を進めていくことが求められる。

*青山学院大学大学院教授。なお、本稿は著者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

目 次

1. はじめに
2. 企業会計、会社法、税制との関係と乖離
 - 2.1 会計ビッグバン以前の状況
 - 2.2 現在の状況
 - 2.3 乖離の要因
3. 企業会計と法人税法との異同の様態
 - 3.1 収益及び原価の認識
 - 3.2 資産の評価
 - 3.3 営業費その他費用
4. 中小企業会計指針の位置づけ
 - 4.1 中小企業会計指針の位置づけ
 - 4.2 中小企業会計指針と会計基準及び法人税法との異同
5. 実態に応じた会計基準の適用
 - 5.1 企業会計と法人税法との調整の要否
 - 5.2 企業会計と法人税法との調整の可能性
 - 5.3 中小企業の会計情報のあり方
6. 中小企業会計指針の今後

1. はじめに

近年の会計基準の改訂及び新設により、わが国の企業会計は、質、量ともに大きく変化した。このような変化の中で特に、企業会計と法人税法との乖離が拡大しているといわれている。企業会計と税制との関係は今後どのようにあるべきかということが本研究会の研究テーマである。

わが国における企業会計（制度上は証券取引法）、会社法及び法人税法の関係は、この三者が相互に影響しつつ支えあうという意味でトライアングル体制あるいは又銃体制と言われる¹。企業会計、会社法及び法人税法の三者の関係は、制度上からみれば会社法を結節点としており、証券取引法と法人税法の形式的には直接的つながりはない。しかし、会計基準の改革は三者の関係に影響を及ぼしていると言われる。

法制度上の会計基準の位置づけからみると、三者の規定には相違がある。証券取引法では、財務諸表の作成に関して「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」とした上で、この基準に企業会計審議会の公表した会計基準が含まれることを規定し、実質的に会計基準の適用が義務付けられている。一方、会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」（会社法第 431 条）と規定されている。これは、会計基準は当然に公正妥当な会計慣行に含まれるものの他にも会計慣行が存在する余地があると解されている。また、法人税法では、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法人税法第 22 条第 4 項）と規定されている。この規定は会社法と同じく特定の会計基準を指すものとは解されないが、確定決算主義（後述）のもとで、別段の定めのあるものを除いては、少なくとも会計基準は税法上承認される「会計処理の基準」に含まれると解することには問題はなかろう。このように、会計基準からみるならば、三者とも一応は会計基準をベースとして、あるいは会計基準の存在を念頭に規定が置かれていると捉えられることから、企業会計と法人税法とは実質的には重要なかわりがある。

このような関係の存在を前提として、一方には又銃体制は当然に解消されるべきものという見方があり、他方、又銃体制は維持すべきであるという見方がある。そこで、この三者にどのような乖離が生じ、その性格はどのようなものか、相互の相違が財務諸表上も重要な差異となっているのかどうか、何らかの弊害となりえるのかを整理してみる必要がある。

その上で、昨年「中小企業の会計に関する指針」²（以下「中小企業会計指針」という。）が公表されたことを踏まえ、わが国の株式会社の大多数を占める中小企業においては、会計基準にどのような意味や役割があるのか、あるいは税制との関係を制度上どう整理していくかについて考察してみたい。なお、本稿は筆者の個人的な

¹ 新井清光先生古希記念出版委員会『会計学とともに四五年』（1999年 中央経済社）pp.261-262 参照

² 会社法及び会社計算規則の制定に伴い、平成 18 年 4 月 28 日に一部改正が行われている。

見解であり金融庁の公式見解ではないことを申し添える。

2. 企業会計、会社法、税制との関係と乖離

2.1 会計ビッグバン以前の状況

わが国では、会計ビッグバンといわれるように、1990年台後半から会計基準の改訂や新たな会計基準の設定が一気に進められた。それ以前は、会計基準といえば、基本的には「企業会計原則」であり、これに加えて「外貨建取引等会計処理基準」が補完的に存在するのみといっても過言ではない状況にあった。「企業会計原則」は、収益及び費用の認識と測定、資産及び負債の評価方法、財務諸表の作成等に関して基本となる会計処理および表示を示すものという性格であることと、財務諸表作成に関する包括的な会計基準の形を採っていたために、部分的改訂においても全体的な整合性まで検討しなければならないという手続上の制約から、さらに、いわゆる取得原価ベースの会計という考え方に大きな変化が起きなかったことを背景として、「企業会計原則」の変更や詳細化はほとんど要請されなかったと考えられる。

前述のとおり、各法令において会計基準の適用の範囲や度合いに相違があり、また、各法令において会計基準と異なる内容が規定されると当然に法令が会計基準に優先することから、本来は利益計算等に相違が生じることになる。法人税法との関係においては、別段の定めによる内部取引に係る損金算入限度計算を企業会計上も容認し、あるいは個々の取引に関する具体的な認識基準や詳細な計算手法も法人税法上の取扱いに従って実務上の経理が行われてきた。その結果、法人税法上の取扱いが商法決算の前提となり、商法を結節点として法人税法上の取扱いが企業会計の処理として妥当と認められるという、いわゆる逆基準性を生じさせることとなった。そこで、各法令の要請をあらかじめ会計基準の段階で可能な限り調整してしまうことで結果的になるべく相違を生じさせないように、すなわち企業会計の方が税法に触れないようにしてきたと見られる。

一方、連結財務諸表は、従来、証券取引法に基づく開示書類としてのみ存在し、商法にも関係しなかったもので、例えば、税効果会計のように連結財務諸表でのみ適用し得ることとする基準は、他の制度に影響を及ぼさないもので存在し得たともいえる。いずれにせよ、本来は各法令においてベースとされるべき会計基準の位置づけが実態的に低下してしまっただと考えられる。

2.2 現在の状況

会社法と企業会計との関係では、商法にあった「公正なる会計慣行を斟酌すべし」との規定の趣旨は、会社及び会社法施行規則でも引き継がれている。この斟酌規定における「公正なる会計慣行」については、企業会計原則をはじめとする会計基準がその中心となると解されており、会社法と企業会計とを結びつける根拠となって

いる。近年、会社法においても、大会社について連結計算書類の作成が義務付けられ、証券取引法適用会社（有価証券報告書提出会社）では証券取引法に基づく連結財務諸表が会社法上の連結計算書類となるとされた。したがって、少なくとも連結決算に関しては、会社法と証券取引法は制度上の紐帯が確立したと解することができる。また、会社法に基づく会社計算規則は、基本的に企業会計の諸基準を踏まえた規定となっており、同じく証券取引法に基づく財務諸表等規則とも重要な相違はほとんどない状況になった。

会社法と法人税法とは、従来から確定決算主義により結びついている。確定決算主義という用語には、法人税法が確定した決算を基礎として課税所得を算定することを定めているという意味（いわゆる広義の確定決算主義）と、さらに、確定した決算において損金経理を行ったことを要件として課税所得計算上も損金算入を認める事項があるという意味（いわゆる狭義の確定決算主義）があるとされている。このいずれも、現状は変化がない。

企業会計と法人税法は法制上の直接繋がりはない。ただ、法人税法において、公正な企業会計の基準に従う旨の規定（法人税法第 22 条第 4 項）が置かれていることから、別段の定めがない事項については、一応、企業会計を前提としていと考えられている。なお、逆基準性は、企業会計の側から税効果会計を導入したことにより、重要な事項については解消されていると考えられるが、証券取引法適用企業とは異なり、会計基準に直接縛られない中小企業については依然として残っていると考えられる。このような大企業と中小企業との会計基準の適用レベルの相違という問題も、中小企業会計指針が求められる要因となった。

2.3 乖離の要因

会計ビッグバンによる会計基準及び実務指針等の整備・改善によって会計処理の詳細なルール化が行われたことから、企業会計と法人税法上の取扱いにおける乖離が拡大しているといわれる。しかし、本来、企業会計（証券取引法）は投資者保護のため投資意思決定に役立つ情報提供機能、商法は債権者保護のための株主と債権者との利害調整機能、法人税法は課税所得計算機能を担っており、それぞれ目的が異なる。したがって、それぞれの目的に応じて会計事象の認識や測定方法が異なることは当然あり得るのであって、むしろ、乖離が小さかった状態を所与として考えるべきとはいえない。このように、それぞれの立場からが明らかになったことで乖離が明示的になったものも多く、企業会計と法人税法上の取扱いとの乖離及び影響には様々な様態がある³。

例えば、二重課税排除による税制上の合理性確保、政策目的からの損金性の否認や抑制措置、時限的な課税の優遇措置など、企業会計とは異なる目的から課税所得計算が行われるものがある。こういった課税目的や政策目的の相違を要因とする事

³ 現在、日本会計研究学会課題別研究委員会の会計制度の設計に関する実証研究において、税法規定と財務会計における諸問題に関する研究も行われている。「会計制度の設計に関する実証研究 中間報告」（2005年9月）参照

項は調整されない。

また、法人税の課税所得計算は、確定した決算の税引後当期利益の額を始点として、これに法人税等の計上額を繰り戻し、さらに別段の定めにより損金及び益金の算入又は不算入額を加減（申告調整）して計算する構造となっている。このとき、減価償却費や一部の引当金などの内部取引は、確定した決算における損金経理を要件として一定の限度内で損金算入を認めているため、予め企業会計上の処理において費用計上を行っていないければ、申告調整によって損金算入はできない。このように法人税法上の課税所得計算構造において損金経理要件を採っているために、企業会計上の会計処理が制約される事項がある。

また、税制上、公平性や客観性の観点あるいは会計基準に詳細な定めがないことから、債務確定主義により損金の認定を行う事項、一律あるいは一定の要件や計算に基づき損金算入限度を定める事項など、企業会計上の会計処理が認められないものなどがある。

3. 企業会計と法人税法との異同の様態

3.1 収益および原価の認識

(1) 販売及び役務の提供にかかる収益

企業活動の目的は基本的には利益獲得であり、その企業が目的とする事業からの収益がその基礎となる。企業の収益は財務諸表においては損益計算書の売上項目に計上される。いうまでもなく、収益の状況は企業経営を左右する事項であり、財務情報としても最も重要な項目のひとつである。

収益の認識基準について企業会計と法人税法を比較すると、法人税法は引渡基準を採るといわれるが、基本的には企業会計における実現主義の原則を基礎として収益の実現時を特定するものであって、本質的に両者の考え方が相違するわけではない⁴。さらに、法人税法では具体的な収益の計上時点に関して、通常の商品や製品の販売については出荷基準や検収基準などの実務的な取扱いまで通達で示されているが、割賦販売など細部に若干の相違があるものはあるが、税務上の取扱いが企業会計上も否定されていない。このように、通常の商品や製品の販売あるいは役務の提供に係る収益の認識に関しては、企業会計が基本とする実現主義のなかで税法がより具体的な取扱いを定めているものと理解される。

(2) 棚卸資産

現在、ASBJ で棚卸資産の評価について低価基準に一本化する方向で議論が行われているが、現状では、原価法と低価法のいずれも認められていることは、法人税法も同様である。法人税法では後入先出法においては低価法が認められていない点

⁴ 多賀谷充「会計改革の意義と会計基準のあり方」『会計』第167巻第5号

は、会計基準では明示的に定められていないが考え方としては企業会計上も同様である。したがって、基本的に売上原価についても実質的な相違はないと言える。

(3)請負工事にかかる収益

請負工事の収益の認識については、法人税法では、工事期間が2年以上の50億円以上といった要件を満たす工事は長期大規模工事として、工事進行基準による収益および費用を計上することを強制している。また、その他の工事には、完成基準と工事進行基準の選択を認めている。一方、企業会計は、現在は、完成基準と工事進行基準の選択を認めていることから、工事進行基準によっているものについて両者の齟齬は生じないが、国際的には工事進行基準に収斂される方向にあることから、今後の会計基準の動向によっては、法人税法の取扱いと相違が生じる可能性がある。

(4)利息（未収利息）

やや細かい事項ではあるが、債権の未収利息についても両者の考え方は相違していない。債権の利息（利子）については、企業会計上も税法上も経過利息を計上することを原則としている。

さらに、税法上は債務超過など一定の要件のもとに、支払約定日経過後の期間に係る未収利息の計上をしないことができるとしている。ただ、金融機関の場合には未収利息の計上が問題となる場合がある。その不計上が税法上は許容規定であることから、業績の悪化した金融機関が回収可能性の低い未収利息を計上し続けるという弊害などを考慮し、金融商品会計基準の注9において、一定の場合には未収利息の計上をできないこととするとともに、既に計上した未収利息も戻入れるべきことを定めている。後述する貸倒見積もりにおける債務者の状態の判断にも関係するが、この点は、税務上の取扱いよりも厳しいといえる。

(5)受取配当金

受取配当金については、法人税法上は二重課税回避の考え方から方から、基本的には益金不算入となっている。ただ、受取配当金の益金不算入は法人税額に影響を与えるのみであって、企業会計の基準に従って営業外収益に計上された決算額と相違はない。なお、証券取引法上は実効税率と実際課税税率との相違がある場合には財務諸表の注記として開示される。

3.2 資産の評価

(1)デリバティブ取引

企業会計では、デリバティブ取引は期末に時価評価して評価差額は当期の損益に計上される。これは、デリバティブ取引をオフバランス処理し、現金主義で損益を認識していたことにより、多額の含み損失が決済時に顕在化するという事件が多発し、会計情報の不備が問題となったことを受け、金融商品会計基準においてルール化されたものである。一方、税制上も、決済時点で益金又は損金を認識する方法で

は、契約時点での受払額を調整することによって、デリバティブ取引により内在する含み益を繰延べ又は損失を繰上げる効果があるとの弊害が指摘されており、平成12年の法人税法改正によって、未決済のデリバティブ取引は期末に決済したものとみなし益金又は損金に算入することとされた。デリバティブ取引に関しては、会計基準の整備以前も金融機関については銀行法や証券取引法によって時価評価を導入し、税制上も租税特別措置法により対応が図られていたが、金融商品会計基準の整備を踏まえ、法人税法も同様考え方で改正された。いわば、法人税法の課税計算のベースをなす一般に公正妥当な会計処理の基準として、会計基準が本来の基準性を発揮したものと捉えることができる。

(2)有価証券

有価証券については、企業会計上、①売買目的有価証券、②満期保有債券、③子会社・関連会社株式、④その他有価証券に区分し、それぞれ会計処理を定めている。法人税法上の取扱いと比較すると、売買目的有価証券は時価評価して評価差額を当期の損益に計上することで一致している。満期保有債券は償却原価法により処理し、子会社・関連会社株式は原価法で評価することも同様である。その他有価証券は、会計基準上は時価評価し評価差額は税効果会計を適用して資本の部（純資産の部）に直接計上するが、法人税法上は原価評価とされている。しかし、評価差額が損益に計上されない点は一致しており、実質的に課税所得計算との相違は生じないと考えられる。全体としては、金融商品会計基準の考え方を法人税法上も踏まえているものと思われる。

なお、有価証券の時価が著しく下落した場合は評価減を行う。その際、会計基準では法人税法の取扱い（50%以上下落）よりも厳しい基準によることもできることから、相違が生じる余地はある。

(3)固定資産

減価償却費は損金経理要件のもとで、法定耐用年数に基づき定額法又は定率法で計算した損金算入限度額の範囲内で損金とされるが、減価償却費を確定した決算で計上するかどうかは任意である。このため、企業会計に基づき適切に減価償却費を計上していれば、仮に損金計上限度額を超過して課税所得が増加しても、税効果会計により調整することができるので、差異が生じていても企業会計上は問題ない。一方、期間利益の調整を行う目的で、本来計上すべき減価償却費より少ない金額を損金経理し又は損金にまったく経理しないことは、企業会計の観点からは適正とはいえない。また、欠損金の生じている間は減価償却を先送りすることで損失の繰越期間を実質的に延長することは、税法上の公平性も阻害すると考えられる。

固定資産の減損については、企業会計上は、固定資産の物理的毀損のみならず、資産について投資期間全体を通じた投資額の回収可能性の観点から、当該資産又は資産グループから得られる将来のキャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、原則として減損処理が求められる。法人税法上は、固定資産の物理的毀損のほか、その使用状況や周辺環境の変化など一定の要件の下に減損が認められる。両者を比

較すると、会計基準においてはキャッシュ・フロー生成単位となる資産又は資産グループを対象に減損を行うので巨額となると考えられるが、減損に至るケースは限られる。一方、法人税法では個々の資産ごとに認識することとなるため、必ずしも税法上の要件の方が狭いとは言えない。また、会計上の減損が法人税法上の臨時償却等で対応できる場合も想定され、償却資産に関しては影響の多寡はケース・バイ・ケースと考えられる。

なお、ソフトウェアに関しては、研究開発費に係る会計基準の設定を踏まえ、平成 12 年度の法人税法改正において、会計基準とほぼ同様の取扱いとなっている。

3.3 営業費その他費用

交際費や寄付金については本来損金であるが、冗費の節約の要請や業務関連性の観点から損金算入限度額が設けられている。また、役員賞与は税法上は損金不算入とされていたが、新会社法において役員報酬と役員賞与に相違がなくなり、企業会計上も役員賞与が費用処理に変更されたことを受け、法人税法上も事前届出など一定の要件を満たすものは損金算入されることとなった。なお、税法上は過大な役員報酬は損金不算入となる場合があるが、上場会社においては通常過大報酬という問題は生じない。こういった費目に関する利益計算と課税所得計算上の取扱いの相違は、税務政策目的による措置により生じるものであるため解消されない。

最も相違が大きくなったのは、従来は一定の損金算入が認められていた賞与引当金や退職給与引当金などが、平成 10 年の税制改正により、債務確定主義の観点から課税ベースの見直しとして損金不算入とされた点である。法人税法上は、現に支払われた退職金と年金への掛金の拠出額が損金となる。企業会計上は、退職給付会計基準が平成 12 年度から段階的に適用され、確定給付型年金に関する積み立て不足相当額も含め退職給付債務を引当計上することとなったため、法人税法上の計算とはまったく相違することとなった。ただ、期間損益へのインパクトという面では、退職率が一定である場合には、現金ベースよりも発生ベースでの認識額が大きいとはいえないし、税効果会計を適用すれば損益への影響は緩和され得る。企業会計では、コストの的確な期間配分とともに、既発生額にかかる将来の支出情報が投資判断にとって重要と考えられ、特に、運用資産の時価変動の影響が開示されないことに対する対処として、退職給付債務の開示が不可欠となったと考えられる。

一方、貸倒引当金は、金融機関の不良債権処理の加速に伴い、適正な資産査定にもとづく貸倒引当金の計上が求められたこともあり、従来、法定繰入率を原則とし、個別に債権償却特別勘定による損金算入が認められていた税務上の取扱いが、平成 10 年度の税制改正により、個別評価債権と貸倒実績率を用いる一括評価債権に区分して損金算入することとされた。金融機関のように資産査定に基づき詳細な分類に基づき貸倒引当金を設定する場合は別として、通常の場合では、一般事業会社においては大きな金額的相違は生じないと考えられ、実質的には調整されているとも言える。

また、対象事例は多くないが、圧縮記帳の取扱いに関して、会計基準上は固定資産の取得価額からの直接減額は認めず、利益処分として圧縮積立金を計上する方式としたが、法人税法上このような利益処分方式によっても損金経理要件を満たすこととされ、実質的に調整が行われている。

4. 中小企業会計指針の位置づけ

4.1 中小企業会計指針の位置づけ

中小企業会計指針では、基本的な考え方として、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、会社の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである」と述べた上で、専ら中小企業のための規範として、中小企業が拠ることが望ましい会計処理のあり方を示すものされている。中小企業会計指針を公表することは、複数の会計基準が並存するような基準のダブル・スタンダード化を意図するものではなく、したがって、この指針は会計基準と位置づけられるものではないことを明確にしている。このため、中小企業会計指針は、会社法上の大会社及び証券取引法適用会社並びにこれらの子会社等を除く株式会社を対象とした指針であり、専ら中小企業のための規範として活用するものであって、もとより対象とする企業に強制される性格のものではない。

このような位置づけのもとで、①会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合があるので、むしろ中小企業では配当制限や課税所得計算などの利害調整機能に役立つという役割が会計基準に求められるため、会計処理の簡便化や法人税法上の処理の適用を一定の場合に認めることに合理性があること、②経営者が自らが会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も会計情報に期待される役割として大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要であるとの2つの観点から、この指針が作成されている。

4.2 中小企業会計指針と会計基準及び法人税法との異同

企業活動の中心である売上及び売上原価を構成する項目に関しては、前述のとおり、企業会計と法人税法上の取扱いは概ね一致しているかあるいは会計処理を選択的に適用することで重要な差異は生じないことから、中小企業会計指針においても、特別の規定は置かれていない。

金融取引に関しても、有価証券やデリバティブなどの金融商品に関する会計処理においては、損益に関する事項については、金銭債権および満期保有債券に関する償却原価法の計算や、その他有価証券の時価評価および減損の判断などに関して、中小企業会計指針では若干柔軟な取扱いが認められている。また、法人税法上は、外

貨建金銭債権債務の換算に関して届出による選択制となっていることや、ヘッジ会計の適用要件が詳細に規定されているなどの会計基準との相違はある。しかし、税法基準の中で会計基準と齟齬しない会計処理を行うことは可能であり、中小企業会計指針を採用しても実務上弊害をきたすことはないと考えられる。

固定資産の減価償却に関しては、償却限度額や少額資産の取扱いについて法人税法上の取り扱いを許容しつつも企業会計を原則としている。特に、減価償却に関して、中小企業会計指針で「経営状況により任意に行うことなく、……每期継続して規則的な償却を行う」と明確に述べられており、恣意的な会計処理を排除している点は、当然のことながら評価できる。なお、固定資産の減損については、物理的及び機能的減損が生じたことを減損の認識要件とし、これに使用状況に大幅な変更があった場合は減損の可能性について検討することが加えられている。中小企業においては、事業内容が比較的単純な場合は短期的な業績予測は可能であろうが、それでもキャッシュ・フローについて長期的に見積もることは容易ではない。特に、業況の変化の激しい業界では、将来キャッシュ・フローの予測に基づく固定資産の減損計算はかえって恣意的な操作を助長しかねないと考えられることから、物理的減損に加え機能的減損を明示して減損の認識要件としたことは、企業会計の趣旨には反しない現実的な対応と考えられる。

中小企業会計指針においても、企業会計と法人税法との最も大きい相違点は引当金関係となろう。中小企業会計指針は、例えば、退職給付に関しては、一時金及び確定給付型年金については期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることができるなど、金額の見積もり計算等は簡便計算を許容しつつも、「退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高い」場合には引当金を計上する必要があると記し、基本的には企業会計の考え方を採用している。そもそも退職給付会計基準においても小規模企業等には期末退職給付要支給額を用いた簡便計算が認められており、従業員数が多くない中小企業会では会計基準にも従った会計処理となる⁵。

なお、中小企業会計指針における退職給付引当金で重要な点は、「退職金規程がなくかつ退職金等の支払いに関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要である」としていることある。すなわち、従来、退職金に関する労使間の合意や合理的な支給実績がないにもかかわらず、税務上の損金算入メリットを享受することを目的に、形式的に退職給与引当金の計上が行われてきた面がある。こういった弊害は、そもそも制度上の相違の問題ではなく、会計基準の適切な運用あるいは適切な税務執行により是正されるべき問題である。

その他、注記事項については財務諸表等規則や会計基準に比べて簡易なものとなっているが、課税所得計算には関りはない。

⁵ 「中小企業の会計に関する指針(公開草案)を巡って」(JICPA ジャーナル No.602 SEP.2005)によると、簡便的方法では期末要支給額の100%を計上する必要があるとしているが、会計基準による簡便法を用いた割引計算も可能である。

5. 実態に応じた会計基準の適用

5.1 企業会計と法人税法との調整の要否

証券取引法、会社法、法人税法の三者の関係については、それぞれが立脚点を明らかにしていくことが必要となるであろう。逆基準性の問題も法人税法のみの問題ではなく、企業会計が法人税法の執行上求められるだけの詳細性が不足していることもひとつの要因である。企業会計は有用な投資情報を提供するという目的あるいは役割を明確した上で、考え方が共通で法人税法の方が詳細な規定を置いているので会計上も是認できるとか、あるいは、若干の相違はあるが両者の差異は金額的又は質的に重要性が低いので許容するなど、理由を明確に整理することで調整可能なものも多い。

次に、確定決算主義を前提として両者の調整は可能かという問題がある。適正な会計処理を求めるためには、何よりも確定決算主義による会計処理の拘束を解消することが必要との議論もあるが、ここでは、法人税法上の課税所得計算において今後も確定決算主義を採るかどうかという議論は別に検討すべきものとする。

確定決算主義は、法人税法上の実体概念であるとの意見もあるが、法制度上は手続法的な概念といわれる⁶。すなわち、株主総会の承認又は報告を経た会社法の決算を基礎とし、また、内部取引に関して法人の意思決定を客観的事実によって確認しようとする手続きに関する問題である。したがって、そもそもの論点となるのは、企業会計上適正な会計処理を、課税所得計算上もその基礎に置くか否かという点であろう。特に、企業会計における期間利益概念を基礎とするかどうか、あるいは、すべきかどうかということが問題の本質である。

また、租税法主義の観点から、実体法の具体的な規定によらず公正な会計慣行あるいは会計基準を法源として課税を行うこと自体が問題であるという議論もあろうが、凡そ技術論である。法人税法第22条第4項の包括的規定の趣旨からすれば、公正な会計慣行に従わずに算定された課税所得は否認し得るはずであり、そうでなければ、当然に不適正な課税所得計算を否認できないこととなる。「公正な会計処理の基準に従う」ことは、法人税法の立場からみれば、企業会計の考え方を利用できるものは利用することである。課税政策上必要な事項は別段の定めを置くという現行法制の手法をあえて否定してまで、すべての取引に関する課税処理を規定する必要はない。企業会計が進化することで、今後、法人税法に対する指導的役割あるいは補完的役割を果たせるならば、法人税法も利用していく方が合理的である⁷。

総論的にいえば、本質においてそれぞれの考え方やベクトルが相違すれば調整は無理となることは当然であるが、経営者にとっても、投資者にとっても、また、課

⁶ 成松洋一『法人税セミナー 法人税の理論と実務の論点』税務経理協会 p.44

⁷ この点、例えば、「特に、課税実務に当たっては、もちろん税の論理も重要ではあるが、いたずらに税の論理だけを振りまわすことなく、従来以上に企業会計との調和に留意した解釈に勤める必要があろう。」との見解がある。前掲成松 p.41

税当局や会計基準設定主体にとっても、本質的に異なる概念に基づく事柄については、確定決算主義の下でも、両者の法目的を阻害しない範囲でできるだけ調整していくことが、社会コストを低減させるとともに、実務にも資することとなると考えられる。

5.2 企業会計と法人税法との調整の可能性

そこで、企業会計と法人税法との調整はどの程度可能なものなのであろうか。

近時に整備・改善された会計基準や国際的に議論されている事項を並べてみると、いかにも企業会計と法人税法との相違点が多く、その内容も乖離が拡大しているようにも見える。しかし、例えば、前述したように、法人税法上の課税所得と企業会計上の期間損益の認識における実現概念のように概念上の相違はほとんどないものもある。そして、相違のないものが実際の企業活動における主要な会計事象に属するものである。さらに、会計基準の整備・改善は、従来の会計上の概念が転換するというよりも、基本的には発生主義会計といわれる枠組みの中での、経済社会の変化、新たな形態の取引の出現などに対応するため、会計上の認識や測定精緻化、会計情報の質的量的拡大が行われたものが多い。金融商品や金融取引に関連するものを中心に、法人税法等の改正により実質的には種々の調整が行われたことに注目すべきである。立法技術上の形式などから会計基準と完全に一致させることはできない場合でも、複数の会計処理方法から選択的に他方のルールに合わせることを可能とすることや、一方の処理方法を採用することで生じる本来の処理方法に基づく金額との差額が実務上許容でき得る範囲とすることができれば、十分に両者は調整されたものとして捉えるべきである。このように、会計基準と法人税法とがまったく同一の規定とはならなくても、実務上は調整できる可能性は高いと考えられる。

特に、投資情報としての有用性の判断において、比較可能性を阻害するほどの金額的重要性は、課税所得計算上の厳密性と比較すれば相当幅が大きいと考えられ、金額的重要性からみれば調整可能範囲も広いのではないかと考えられる。ただし、例えば、最近国際的に議論されているような資産及び負債の評価損益も含めた総利益という利益概念が、仮に、現在の期間損益概念や実現利益という概念を排除するものとなると、企業の営業キャッシュ・フローの循環を考慮しないで、資産や負債の価値変動も含む観念上の利益が認識されることとなり、未実現利益に係る担税力の問題が生じる。また、客観的な評価方法の確保や税務執行上の効率性の観点からも、企業会計上の利益を課税所得の基礎とすることは困難となるであろう。

また、各論において最も乖離が大きいものは、引当金関係、特に、退職給付引当金であるが、引当金の廃止や縮減は、債務確定主義の徹底というよりも課税ベースの拡大が主な動機と思われる。引当金は期間費用であるので税効果会計によって対応できるが、将来支払う蓋然性が高いにも関わらず負債計上されないことは、中小企業においてより重要なリスク情報の欠落となってしまう。前述のとおり、税務上のメリットのみを得るため実体のない引当金を計上している場合は否認するのは当然であり、一律損金不算入ではなく損金算入要件を厳しくするという対応も可能で

はないかと思われる。

5.3 中小企業の会計情報のあり方

わが国の会計基準と国際的な会計基準との相違に関して、わが国の法制度の実態や、個々の勘定について具体的に生じる差異の金額にどれほどの投資判断上の重要性があるのかの検証がされずに、表面的な規定の相違の数をあげつらうような批判もみられた。こういった批判は企業会計と法人税法との相違点に関する議論においてもあり得る。繰り返しになるが、特に、中小企業の会計処理を検討する上では、会計基準と法人税法の規定上の隔たりと、実際の財務諸表や損益計算への影響と踏まえ、両者が調整されることによるメリットとそのためのコストを比較考量して、両者の調整の可否を検討する必要がある。

公開会社や大会社では、投資者、株主をはじめとする多くステークホルダーが存在し、投資判断に役立つ会計情報の提供を重視することから、会計基準の厳格な適用が求められるため、法人税法上の課税所得計算と別々の処理が必要となる。調整が可能なものは調整していくとしても、企業にコスト負担が生じては得ない。

一方、中小企業においては、会計情報の利用者としては、資金の借入先金融機関や重要な取引先などが中心となり、これに加えて、業種業態によっては一般顧客など不特定の利用者が想定される。金融機関や重要な取引先は主に信用目的で会計情報を利用すると考えられることから、企業の経営状態に関して、まず財政状況や将来のリスクに関する会計情報が重視され、その上で経営成績の推移や内容に関する情報が求められるであろう。このような中小企業の会計情報に関しては、実態に応じて、債権の保全や将来の返済あるいは決済に関するリスを推し量ることができる程度の正確性や厳密性があればよいと考えられる。

6 中小企業会計指針の今後

法人税法の取扱いも含めて適正な財務情報の作成を促すことが、結局は経済取引の効率性を確保し、公正な社会の形成に資することとなると考えられる。したがって、一定の水準のもとで比較可能性が確保できる共通のルールとして、中小企業が中小企業会計指針を採用することは望ましいことである。その際、対象となる中小企業は、当面、ある程度業容の大きい中堅クラスの企業を想定して指針の利用を促すことが現実的と考えられる。

中小企業会計に従って計算書類を作成する際には、中堅クラスの企業とはいえ、実際に対外的に利用される場合には何らかのその担保措置が求められる。もちろん会計監査を受けるという選択肢もあるが、上場を予定している場合以外には過大な負担となる。そこで、新会社法により制度化された会計参与を利用する動きがある。そもそも中小企業会計指針は、会社法決算において、会計参与の適正な判断基準になり得ることが期待されており、会計参与を通じて、中小企業会計指針を採用した

計算書類を担保することがある程度は可能になると思われる。既に、会計参与制度を採用した中小企業に対する金融機関からの融資において、中小企業会計指針の活用が始まっている⁸。ただし、さらにこういった取り組みを発展させるためには、会計参与の制度が中堅の中小企業にとって有効に機能しているとの社会的な認知が必要であり、会計参与も会計プロフェッションとしての資質と能力が強く求められることとなる。

なお、最近、上場基準が緩和され新興企業の上場が増加しているが、上場に当たっては、企業情報の信頼性の確保に関して、上場会社としての意識や管理体制が整っていることが必要となる。しかし、業容が短期間に急速に拡大した企業においては、会計基準の理解が不十分なまま、証券取引法に基づく厳格な会計処理が求められることもある。従来、新規上場の際には、商法に基づく既存の計算書類を証券取引法に基づく財務諸表に作り直すことが行われていた。これは、会計処理にはほとんど相違がなく、財務諸表の用語や様式の修正で対応が可能であったためである。しかし、会計基準の整備改善が進んだため、会計基準を厳格に適用した証券取引法上の財務諸表と会社法上の計算書類とは、表示される金額が大きく相違する場合が生じる可能性がある。本来、上場前の相当期間、証券取引法レベルで会計処理をしておかなければならないはずであるが、この点十分な対応がなされているか疑問がある。いずれにせよ、一足飛びに証券取引法レベルの財務報告を作成することは相当難しいことから、上場前の一定期間は会社法上の決算において中小企業会計指針レベルの計算書類を作成していることが、上場を目指す最低の前提とするべきである。

最後に、中小企業会計指針をどのように整備向上させていくかという点については、国際会計基準委員会においても中小企業に関する会計基準の適用のあり方が議論されていることも踏まえ、わが国での検討においても、会計基準自体をダブル・スタンダード化することなく、中小企業のステークホルダーにとっての財務報告の利用目的を考慮し、その有用性を損なわない範囲で簡易な会計処理や開示を認める方向にあると思われる。そのためには会計基準と法人税法との相違を理論及び実務の両面から常に整理しておくことが必要となろう。企業会計基準委員会においても、国際的動向を注視しつつ、中小企業会計指針も視野にいたった対応が求められる。

⁸ 「会計参与を導入した中小企業を対象に、融資条件を優遇するサービスを始めた」（2006年5月15日 日本経済新聞）などの報道がある。